

# 全国民間保育園経営研究懇話会

経営懇ニュース 9月号 (No.118)

2013年9月18日

162-0837 東京都新宿区納戸町 26-3 保育プラザ 3F Tel03-6265-3174 Fax03-6265-3184 [gsp10404@nifty.com](mailto:gsp10404@nifty.com)

## 会員のみなさん、いかがおすごしですか

新制度施行にむけて、国は子ども・子育て会議で意見を聞くような形を作りつつ、着々と準備をすすめています。一方、自治体のほうはどうでしょうか。待機児童が多い自治体もあれば、人口が減少し保育所の存続が難しい自治体もあり、自治体によって、子どもと保護者をめぐる状況は様々ではないでしょうか。

自治体の実態をひまえ、現在の保育水準を後退させず更に充実させようという姿勢で、新制度施行をみすえて、地域の保育に関わる人たちと共同し、自治体と一緒に今後の子育てを考えあう・自治体に要望を伝える、といったとりくみが、今、重要です。これまでの新システム反対の運動の中でつながってきた方たちともあらためて手を結び、それぞれの自治体の子どもたちの未来を思い描きながら、保育制度をよくする運動をひろげていきましょう。

## 夏季セミナー特集 新制度導入をみすえて 今、何をすべきか!?

9月1～2日に名古屋市にて開催した第16回経営懇夏季セミナーは、25都道府県より225名が参加しました。1日目は、杉山隆一氏の講演と報告、2日目は活動交流と渡辺治氏の記念講演を行いました。



### ●地域の要求にこたえること、 子どもの視点にたつ保育とは ～現場の報告から考える

1日目は、現場からの報告として3名の方が発言しました。東京・新田保育園の川端隆さんは、足立区で低学力改善を目的にした『5歳児プログラム』が公立保育園ですすめられていることを報告しました。昼寝をなくす、給食は20分以内に食べる、読み聞かせの強制などが行われ、子ども



も保育者も追われている様子が報告されました。新制度でも、教育と保育を無理やり引きはがし、保育を託児的な扱いに限定する動きがある中で、

子どもの育ちとは何か・保育とは何か、等について、あらためて丁寧に考えていく必要があることが話されました。



愛知・たんぽぽ保育園の

加藤雅美さんからは、24時間緊急一時保育事業に取り組む経過とスタートして以降の様子が報告されました。

7月からスタートし、予想以上に利用者が多く、多様なニーズに気づいたそうです。24時間緊急一時保育事業実施にあたっては、職員の疑問や不満を出し合い論議を重ねたことが、その後の様々な問題解決の糸口になりました。新制度施行前の今だからこそ、保育園の領域を拡大し、多様な要求に応えることが保育園に求められています。その中で、職員一人ひとりが、社会福祉労働者としての意識と社会福祉事業に携わっている自覚をもつことが重要である、とまとめました。

福岡・(福)紅葉会の原田秀一さんは、新制度施行後の保育所財政について、報告しました。このまま新制度が施行されると、財政面からみても



現行の保育を維持することはかなり難しいのではないかと分析しました。新制度施行をにらんで、国・自治体に要求していくことと同時に、それぞれの法

人の理念の再確認や中・長期計画づくり、財務分析がこれまで以上に必要になるのではないかと提起しました。

新制度施行が近づく中で、問題点を指摘しつつ、その中身について保育の現場や地域で、できることを模索し行動し始めている実践報告・問題提起でした。杉山隆一氏の講演・2日目の活動交流与合わせて、今何をすべきかを、参加者一人ひとりが考える契機となったのではないのでしょうか。

## ●まわりの声に耳をかたむけ 手をつなぎ、自治体に声を届けよう！法人の役割を果たそう！／森山幸朗(経営懇事務局長)

経営懇として、一昨年以來、署名活動や新制度に反対する様々な集会・学習会を開いてきました。そのなかで、各地の園長会や理事長さんたちの集まりなど、様々なところでたくさんのお仲間・交流できる人たちができた、と思います。そういった方たちと、新しい事態のなかでも、継続して情報交換や学習会をするといったことが、今ほど、必要なときはない、と思います。経営懇としても、引き続き学習会を組織していきたいと思っています。

新制度の内容は本当にわかりにくいので、つい、たくさんの情報を一度に発信すれば、みんながわかるように錯覚しがちですが、それぞれの地域・園長会等によって考えるペースがあります。上滑りすることなく、必要なことが胸に落ちて一緒にそれぞれのところで取り組むべき内容が確認できるかどうか、大変大事だと思います。

待機児問題はどこでも深刻です。東京の杉並区で行われたように、待機児問題は多くの人と共同できる課題ですので、ぜひ法人、園長先生たちが中心と

なり放置しないようとりくんでいただくことが、非常に大事かと思います。

新制度のもと、都市部では小規模保育所を活用し、保育条件を下げて待機児解消しようという動きが予想されます。地方は、過疎地で小さな保育所の存立が非常に危うい、保育所がなくなり関連の公共施設も減っていくと住むこともできないという状況で、今回の新制度に飛びついてくる所もあるわけです。その点については、子どもたちの処遇に格差が生じるということをしつかり説明して、小さくてもしっかりと支えるようなプランにさせたい、要求していきたい、と思います。



これからは、国に対する要請ももちろんですが、自治体に対して、私たちの声を、多くの仲間と届けるということが重要な時期になってきます。自治体に要求する一方、社会福祉法人は何をしてくれるか、というときに、うちは手一杯で何もできませんというわけにはいきません。職員や理事会や保護者と、保育所や法人がどんな役割を果たせるか、ということについても十分に論議し、用意をしていくことが重要かと思います。

保育三団体も幹部は、国の動向に歩調を合わせようとしています。地域の各会員のみなさんたちは、おそらく私たちと同じように矛盾や心配を抱えていると思います。経営懇に集う一人ひとりが声をかけてひろげていく、大胆に仲間を増やす、ということをお願いして、まとめにします(当日の発言要旨です。文責：事務局)。



## ●アンケートより

- ◆「保育」だけでなく、子どもたちが人間らしく成長・発達していくための「教育」とは何かを明らかにする緊急さを、強く感じました。(神奈川・理事)
- ◆新制度施行後を考える上で、保育内容・事業展開・

保育所運営（財政面）からの報告が、具体的でよかった。自園でどうなるのか、もっと学び、知るための努力をしたい。（大阪・園長）

◆24条1項が残って、私たちはどうすべきか？迷いがあったが、やっとわかった。（愛知・主任）

## 保育をめぐる情勢

### ●小規模保育の基準示される 8/29 子ども・子育て会議基 準検討部会

内閣府の子ども・子育て会議は、8月29日に基準検討部会を開催しました。

#### ◆小規模保育の基準～有資格者は半数

基準検討部会では、小規模保育所の認可基準が示されました。最終的には、政省令で定められますが、待機児童加速化プランの一事業として、他の事業に先がけて基準案が示されました。

小規模保育の認可基準は、国が定める基準をふまえ、市町村条例として策定されます。国が定める基準のうち、「職員の資格、員数」は従うべき基準ですが、「保育室の面積基準」は参酌基準のため、地方の実情に応じて定めてられます。

特に問題なのは職員の資格と配置です。具体的には、小規模保育を、A型（分園型）B型（AとCの中間型）C型（家庭的保育）の3類型に分け、「職員の資格」について、B型の職員は、保育士が1/2以上、とされました。

保育所と人数の規模が違うだけで、なぜ小規模保育の場合は資格者は半分でいいのか、説明はされていません。“面積基準は参酌・職員は半数が無資格者”という条件では、保育の質の低下は否めず、子どもの命や安全の確保に直結する大問題ではないでしょうか。

#### ◆経営実態調査のまとめ、一部分のみ出される

昨年度末に行われた経営実態調査のまとめが、基準検討部会で部分的に出されました。実態調査まとめの全容を明らかにさせることが必要です。

## ●待機児童数2万2000人 (4月1日時点)、厚労省発表

厚生労働省は、9月12日に、今年度当初時点での待機児童数を2万2,741人と発表しました（同封の資料参照。経営懇 HP にも掲載）。

#### ◆待機児童減少、実態は反映されているのか!?

昨年より2000人減・3年連続の減少というもの、待機児童の定義を厚労省が変更して以来、認可保育所に入れない子どもの数は明らかにされず、待機児童の実態は正確に反映されていません。横浜市のように待機児童ゼロといっても、認可保育所に入れず育休を延長した場合ややむなく認可外施設等を利用している場合も待機児童とは数えないため、実質的には待機児童は解消されていません。

#### ◆新制度施行後、待機児童はどうなる?

新制度のもとで、児童福祉法第24条第1項では市町村の保育実施義務が明記されていますが、2項は認定こども園等で保育を確保するための措置を講じればよいだけで、市町村の責任があいまいになっています。1項と2項で市町村の責任の度合いが明らかに違うことが法文から読み取れます。しかし、入所申し込みも一緒に市町村で受けつけるなど、1項と2項を一緒に扱うことで1項の市町村責任をあいまいにしようとしています。そうすると、待機児童数を把握し解消するために対応する義務も明確ではなくなり、結果として、待機児童は明確にされず保育を受ける権利が保障されない可能性は大、と言わざるをえません。

あらためて、24条1項の意味・役割をふまえ、市町村責任が明確な保育所として存続する意義を確認しましょう。保育所の存在は、新制度のもとでも、保育所に入れない子どもの数を把握し保育を実施するよう、自治体に求めることを可能にし、保育を受ける権利の保障につながります。

## 各地域の活動

### ●自治体の補助金見直し、水面下で進行！？

#### ～自治体訪問／神奈川

神奈川・(福) 鎌倉たんぽぽ会 小林 忍

9月9・10日に、合研の実績報告をもって、三浦半島の5自治体を訪問しました。その際に、子ども・子育て支援新制度についての自治体の担当者の声を聞いてきました。

◇認定区分での短時間について示されていないが、短時間認定の子どもの登園時間が変わったりした場合の受け皿をどうするのか？従来の保育所では対応できない状況生まれる。そのため、新たな受け皿を創ることは難しい。

◇「子ども・子育て会議は、設置されたが、年内3回の計画の所から毎月行う自治体など色々である。予算措置はニーズ調査に予算化があるが、その他は無い状況である。

◇自治体に、新たな仕事が下りてきており、介護保険と同じような認定作業が発生するが（介護保険ほど厳格な認定ではないようだが）、それを支える要員が配置されていない。ニーズ調査の結果を待っての検討になるが、国基準以上のものを地方で考えるのは、財政的な問題もあり難しい。

財政的には、基地交付金などがある市などでも、対象児童数が拡大することに警戒をしめしており、今後、従来あった自治体の補助金を整理（廃止）することを検討する動きが水面下で進行しているように感じました。

全保連から示されている「自治体に向けた要望項目」や24条1項の会の呼びかけを、それぞれの地域で経営懇が具体化させていくことの重要性を強く感じました。

## ●反対だけではないとくみみ！子どもの育ちを語り合うシンポジウム開催

### ／長野経営懇

長野・(福) ひまわり会 武藤タネ子

長野県民間保育園経営研究懇話会では、9月1日にシンポジウム『子どもの豊かな育ちと子ども・子育て新制度』を岡谷市にて開催しました。昨年につづき2回目となった今年は、地域の婦人団体の方や、市町村議員、学校の先生等の参加もあり総勢67名の参加でした。



#### ◆シンポジウムの目的

昨年、新システム反対の意見広告等をしてきましたが、税と社会保障の一体改革で法案が通ってから、ただ反対というアピールだけでなく、これからの「子どもの育ちについて」話し合っていきたいと、シンポジウムを行いました。第1回は長野市で行い、好評だったことから、今年第2回の開催となりました。

経営懇のシンポジウムの目的として、下記のようになっています。

- ①子どもの育ちの問題や、その背景にある社会状況、保育園の現状を学び、子どもに関わる関係者同士の交流をする
- ②子ども・子育て新制度について学ぶ
- ③地域に子ども・子育て新制度の問題点を知ってもらう

#### ◆第2回シンポジウムの様子

パネラーは松本市の山の子保育園保育士、小学校の先生、伊那市のつくしんぼ保育園園長の宮田



先生の3名でした。

山の子保育園は自然とともに子どもたち一人一人と向き合い、個々を大事にし、子どもたちが生き生きしている姿が、写真も使いながらわかりやすく話され、また、共働きでほとんどの家庭が夕方の迎えが遅くなることから、保育園で工夫し



ていること、親同士が協力し合う姿などが話されました。小学校の先生からは、詩や学級通信などを通じて、子どもや保護者とながら、温かい眼差しで教育されている姿が報告され、感動をよんでいました。しかし、「生活をランドセルに詰め込んで・・・」という言葉で、中には経済的にも心理的にも厳しい状況に置かれているお父さんお母さんの姿があることも話されました。「親と教師がもっと語り合いたい。つながりたい」と…。

二つの発言とからめて、子ども・子育て支援新制度になると子どもの保育・生活は、待機児ゼロと言われる長野県はどうなるのか等々を宮田先生に話していただきました。

参加者から感想を書いていただきました。多くの皆さんから、山の子保育園の実践に共感する声があり、小学校の先生が話して下さった子どもたちの詩や言葉や日記などから、子どもたちの生き生きした姿が伝わり、“ランドセルにすべてを背負っている”ことなどがわかって、もっと学校の先生の話を知りたいという声もありました。

## ●各地で学習会を予定

新制度施行が1年半後に迫る今、新制度の内容を把握し改善にむけた要望を自治体に届けるためにも学習の必要性が増しています。

各地域で、会員向け・一般向け含め、様々な学習会が予定されています。

### ◆宮城

日程：10月26日（土）

内容：新制度で民間保育園の運営はどうか？現場から考える。東北全県に呼びかける。講師：石川幸枝（経営懇会長）

主催：宮城経営懇

### ◆埼玉

日程：9月27日（金）10：00～14：30

内容：第1回研修会。障害者施設の経営実態。新制度で運営費はどうか？講師：持田晶子（第一経理）

主催：埼玉経営懇

### ◆愛知

日程：9月30日（月）19：00～21：00

内容：新制度で保育・子育てはどうか？安心できる保育園とは。講師：猪熊弘子（ジャーナリスト）

主催：愛知県小規模保育所連合会

### ◆静岡

日程：9月22日（日）13：00～16：00

内容：経済問題、保育制度問題。講師：山家悠紀夫（暮らしと経済研究室主宰）逆井直紀（保育研究所）

主催：静岡経営懇（静岡保団連・学童連協・福祉保育労と共催。合同学習会）

### ◆広島

日程：9月29日（日）14：00～16：00

内容：もっと知りたい 新しい保育制度。講師：村山祐一（元帝京大学）

主催：よりよい保育制度を考える会

※学習会や研修等の情報を、経営懇ホームページに掲載していますので、あわせてごらんください。

<新連載>

# 人事管理講座 第3回

第一経理・特定社会保険労務士 加藤 深雪

## 1. 労働契約法の改正

食物アレルギーや発達障害を持つ子どもが増えてきて、対応に人手がかかり大変だという話を最近よく耳にします。そうはいっても人件費の増大を考慮すると、正規職員は増やせないのが、必然的にパートさんに頼らざるを得なくなります。パートさんは保育園にとってなくてはならない重要な人材です。

さて、パートさんとは、1週間の所定労働時間が正規職員の1週間の所定労働時間に比べて短い労働者をいいますが、契約の期間が定められている場合と、無期契約の場合があります。入所児童数の関係で、契約期間が定められて1年ごとに契約を更新している場合も多いでしょう。労働契約法の改正により、この有期契約の更新が5年を超えて反復更新された場合、パートさんの希望によって無期雇用に転換されることになりました。無期雇用になるといっても、正規職員にしなければならないわけではありません。従前の労働条件を引き継いで構いません。ただ、期間の定めはなくなります。そうすると、入所児童数の減少で辞めてもらいたいとなった時には、通常の正規職員と同様に解雇の手続きが必要になります。平成 25

年 4 月 1 日の施行で、それ以降の契約期間からのカウントですので、1 年更新の場合は、実際に無期転換への申し込みが問題となるのは平成 30 年 4 月以降ですが、あらかじめ、以下のチェックポイントを参考に人材配置や就業規則の変更などを準備されることをお勧めします。

### チェックポイント

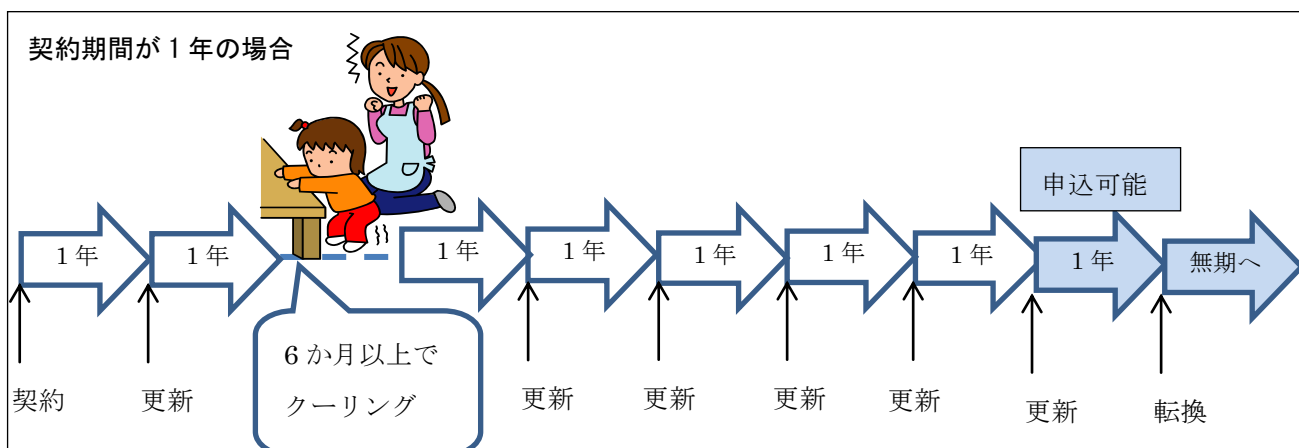
(1)5 年経過後、有期から無期に転換されるのを前提とするか？しないか？

①無期へ転換されることを前提とする場合

無期転換者の人材活用のしくみや就業規則の不備などに備えておく必要があります。正規職員の就業規則に、「正規職員とは期間の定めがない者をいう」としていると、無期転換者もこれに該当し、正規職員就業規則の適用対象者となってしまいますので、従前のパートさんとしての労働条件を引き継ぐのであれば、パート就業規則の適用対象者に「無期転換者を含む」としておく必要があります。また、パート就業規則に定年制度を定めていない場合は、無期転換者用に定年を定めておく必要があります。短時間正職員制度などを新設して、さらにパートさんのモチベーションアップを図るのもお勧めです。無期転換の申し込みは、口頭でもよいこととされていますが、後々のトラブルを避けるため、書面で申し込みをしてもらい、書面で承諾の通知をするのが望ましいでしょう。

②無期への転換を前提としない場合

無期転換をしないためのしくみとして「クーリ



ング制度」が用意されています。これは、契約と契約の間に一定期間の空白期間を置けば、前後の契約期間を通算しないというものです。1年契約の場合は、次の契約までに半年を置けば、以前の契約はリセットされます。新たに採用するパートさんには、契約期間の上限を5年までとしておくことも有効です。ただ、すでに何回も契約を更新しているパートさんは雇止め法理が適用になるので、注意が必要です。雇止め法理とは、  
i)契約が反復更新して、期間の定めのない契約と実質的に異ならない状況に至っているもの  
ii)契約が更新されるものと期待することに合理的な理由があるものは、通常の解雇と同一の手続きが必要になることをいいます。

具体的には、業務内容が臨時的ではなく、契約更新の手續きがおざなりな場合や、「みんな長く勤めているから」など、長期雇用への期待を抱かせるような発言があった場合などです。

いずれにしても、契約の更新手續きはその通算年数を把握することも含めて、必須事項になりますので、注意が必要です。

## 2. 高年齢者雇用安定法の改正

年金の支給開始年齢は年々引き上げられています。今年の4月以降に60歳になった男性は、61歳にならないと年金をもらえません(女性は5年遅れです)。今までどおり60歳定年で年金ももらえないとなると、無収入の状態に陥ってしまいます。法律の改正がなされる今年3月までは60歳以降に再雇用されるために、能力基準や勤務成績などでの基準を設けてもよいことになっていましたが、この無収入状態を防ぐために、原則再雇用の措置を講じなければならないようになりました。

65歳までの雇用確保措置は、

- ①定年の引き上げ
- ②再雇用・・・60歳で一旦従前の労働契約を終

了し、新たな労働条件で契約する

- ③定年年齢の廃止・・・労使どちらかが解除の意思表示をするまで続く

の3つのうちのいずれかですが、多くの事業所は②の再雇用制度を導入しています。

平成25年3月末までに労使協定で年金支給開始年齢以上の者に再雇用基準を適用することを取り決めていた場合のみ例外として、基準に満たない者を再雇用しないことができます。

さて、ここで前述の5年無期ルールを再雇用者に当てはめて考えてみましょう。

60歳以降1年ごとの再雇用を更新していて、65歳を迎えたAさん。本人も元気でさらに1年頑張りたいとの意向だったので、6年目の契約更新をした。すると、6年目の途中で無期転換を申し出てきた。無期転換しなければならないのだろうか？

この場合も、無期転換しなければなりません。そうすると、実質的には③の定年年齢の廃止と同じこととなります。このような事態に陥らないためにも、再雇用者の更新の上限設定や、再雇用者の(第2の)定年年齢の規定が必要になります。

保育という仕事は年齢による体力不足を豊かな経験で補えるところも多いでしょう。これからの労働力として60歳以降の職員さんが能力を発揮できるような働き方を、労使で協力して作り上げていきたいものです。

書面の関係で、今回は紛争解決手続きに触れられませんでした。3回にわたって、お付き合いをいただきありがとうございました。労務問題でお困りのときは、ぜひご相談ください。

\*人事管理講座は今回で終了です(全3回)。ご意見・ご感想をお寄せください。また、労務問題に関する質問を受け付け中です。事務局まで。

## 当 面の課題

### ●自治体要請・懇談、地方版子ども・子育て会議等々、自治体におけたとくみを！

◆自治体に声を届けよう—地域の園長会や所属する保育団体、保育連絡会等で、要請・懇談を。

・各自治体の単独補助等がどうなるかを確認し、現行の保育水準を後退させないよう、要望しましょう。自治体の担当者と一緒に考えあうような場づくり・関係づくりも重要です。

・国向けの請願署名完成（署名用紙・チラシの見本を同封）。可能な地域は、国署名とセットで自治体向けの請願署名のとりくみを！

・請願署名の他、自治体に向けて要請や懇談を！

※参考資料同封(全保連活動推進ニュース No.8)

◆地方版子ども・子育て会議への対策

- ・会議設置の状況把握、委員の構成を確認
- ・傍聴や議事録の公開を求める
- ・会議や委員への要請

### ●県レベルの学習会開催を応援！（経費の一部を補助） 児童福祉法 24 条 1 項の意義を学び、積極的に活用を！

新制度導入を控えた今こそ、児童福祉法 24 条 1 項にもとづき保育所守れ・保育所の拡充を主張し、制度の詳細に対し具体的な要望を出していくことが、緊急の課題です。要望を出さずして改善しません。

そのためにも、24 条 1 項の意義や自治体に向けた運動について、学習しましょう。県レベル、または県を超えた地域での学習会を開催する際に、経営懇として経費の一部（上限 5 万円）を補助します。

<経費補助の条件> ※詳細は事務局まで

- ・会員限定にせず、全園を対象に参加を呼びかける
- ・県を超えた地域、もしくは県レベルでの学習会であること（園や一部の地域等の小規模な会は除く）

### ●新制度を学び考えあおう

\*各地域の学習をふまえ、さらに園ごとに保護者と一緒に学びを深めよう

学習会経費補助を活用し、各地域・県での学習会を企画しましょう。それをもとに、各園で保護者と一緒に学ぶ場をつくりましょう。

新制度の改善にむけて、当事者である保護者が声をあげ一緒に運動することが重要です。保護者と共同でとりくむことは、保育園の運営にとっても、大きな力になります。

\*学習資料を活用しよう

- ①制度パンフ（1冊 100 円、100 部以上 1冊 60 円）
- ②保育白書 2013
- ③保育六法・子育て支援ハンドブック

## 主任セミナーに、主任さんを派遣してください！ 次世代を担う主任さんの参加型セミナー！楽しく学ぼう！

第 10 回主任セミナーを下記のように開催します。

日時：11 月 8～9 日（金～土）

会場：東京（オリンピックセンター）

参加費：8000 円（会員外の園も同額）

案内書を同封しますので、各園から主任さんの派遣をよろしくお願いします。

## 【'13 年度会費について】

9 月初旬から 2013 年度の会費請求を行っています。会費に関する不明点等ありましたら、お気軽にお問い合わせください。

◆◆同封の資料 ご確認ください◆◆

- ①資料集（小規模保育、待機児童数等厚労省資料）
- ②署名用紙 ③チラシ ④書籍等注文書
- ⑤全保連活動推進ニュース ⑥主任セミナーご案内